

東彼杵町日常生活用具種目・基準額一覧					
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上及び難病患者 等（寝たきりの状態に ある者）	腕、脚等の訓練のできる 器具を附帯し、原則とし て使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するも の。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級の障害者及び2級以 上の障害児療育手帳A2 以上  （常時介護を要する者 に限る。）及び難病患 者等（寝たきりの状態 にある者）  ※原則として3歳以上 のもの。	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するも の。	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級（常時介護を要する 者に限る。）及び難病 患者等（自力で排尿で きかない者）  ※原則として学齡児以 上のもの。	尿が自動的に吸引される もので、障害児・者及び 難病患者等又は介護者が 容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上  （入浴に当たって、家 族等他人の介助を要す る者に限る。）  ※原則として3歳以上 のもの。	障害児・者を担架に乗せ たままリフト装置により 入浴させるもの。	5年	82,400円

	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として学齢児以上のもの。	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ※原則として3歳以上のもの。	介護者が重度身体障害児・者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 ※原則として3歳以上のもの。	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児及び難病患者等 ※原則として学齢児以上のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として3歳以上のもの。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円

便器	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等（常時介護を要する者） ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)
頭部保護帽	療育手帳A2以上（てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。）平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行不安定な者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	3年	3,150円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円

特殊便器	上肢障害2級以上 療育手帳A2以上で訓練をおこなっても自ら排泄後の処理が困難な者 ※原則として学齢児以上のもの。	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報機	障害等級2級以上 療育手帳A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上 療育手帳A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 又は 難病患者等。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上 (当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯) 療育手帳A2以上で18歳以上のもの。	障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を資格、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 ※原則として3歳以上のもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	在宅血液透析排水処理槽	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの。	在宅血液透析による排水を浄化槽からの放流水の水質に関する基準と同等の基準で排水できるように処理するもの。	30年	600,000円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
	吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	72,500円

		等により必要と認められる者。 ※原則として学齡児以上のもの。			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯) ※原則として学齡児以上のもの。	障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発生・発語に著しい障害を有する者 ※原則として学齡児以上のもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等	6年	100,000円

	難な者に限る。) ※原則として学齢児以上のもの。			
意思伝達装置	言語機能を喪失した難病患者等又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であつて、コミュニケーション手段として必要があると認められる難病患者等。	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6年	470,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）を有する者であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	7年	10,400円
携帯用点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	7,200円
点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの者に限る。)	容易に操作できるもの。	5年	63,100円
視覚障害者用	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタン	6年	(録音再生

ポータブルレコーダー	※原則として学齢児以上のもの。	が知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。		機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円
視覚障害者用活字文字読上げ装置	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障害者用拡大・音声読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者 ※原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声で読み上げるもの。	8年	198,000円
視覚障害者用時計（触読時計）	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	10,300円
視覚障害者用時計（音声時計）	視覚障害2級以上 （原則として、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	13,300円
視覚障害者用	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が容易に	6年	29,000円

地上デジタル 放送対応ラジ オ		使用し得るもの。		
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声・言 語に著しい障害を有す る者であって、コミュ ニケーション、緊急連 絡等の手段として必要 と認められる者 ※原則として学齢児以 上のもの。	一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わり に、文字等により通信が 可能な機器であり、障害 児・者が容易に使用でき るもの。	5年	71,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害を有し、本装 置によりテレビの視聴 が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの 聴覚障害者用番組並びに テレビ番組に字幕及び手 話通訳の映像を合成した ものを画面に出力する機 能を有し、かつ、災害時 の聴覚障害者向け緊急信 号を受信するもので、障 害者が容易に使用し得る もの。	6年	88,900円
笛式人口喉頭	音声機能障害を有し、 喉頭を摘出している者	呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの。	4年	5,100円
電動式人口喉 頭	音声機能障害を有し、 喉頭を摘出している者	顎下部等にあてた電動板 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの。	5年	72,000円
福祉電話（貸 与）	難聴者又は外出困難な 身体障害児・者（原則	障害児・者が容易に使用 し得るもの。	—	—

		として2級以上)であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）			
	ファックス (貸与)	聴覚障害及び音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書	—	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋)	高度の排便機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 10,000円
	ストマ用装具 (蓄尿袋)	高度の排尿機能障害者でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋	—	(月額) 13,000円
	紙おむつ等	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で		—	(月額) 12,000円

		あつて、障害等級2級以上の者のうち排便若しくは排尿の意志表示が困難なもの。 ※原則として3歳以上のもの。			
	収尿器	排尿機能障害者で尿失禁のあるもの。	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	1年	8,755円
住宅改修費	重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(1)から(5)まで及び(7)に掲げる居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。 ※原則として学齡児以上のもの。	障害者又は難病患者等の移動等円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	200,000円
	重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第4条(6)及び(7)に掲げる居宅生活動作補助用具	人工透析を必要とする腎臓機能障害者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの。			